

郵送による戸籍証明書等請求書

切り取り線

河南町長様

平成 年 月 日

請求者	住所				
	氏名	明・大・昭・平 年 月 日生			
	必要な戸籍に記載されている方からみたあなたとの続柄・関係は？				
必要書類は？	日中連絡のとれる電話番号	()	—	自宅・携帯・職場	
		()	—	自宅・携帯・職場	
必要な戸籍は？	本籍地番	河南町			
	筆頭者氏名	明・大・昭・平 年 月 日生			
	対象者氏名	明・大・昭・平 年 月 日生			
必要な証明は？	証明種類	手数料	通数	備考	
	戸籍	全部事項(謄本)	450円	通	どのような証明内容が必要ですか？ 例)〇〇の死亡の記載、〇〇の10歳頃から亡くなるまでの記載、△△～□□までの住所の履歴 等
		個人事項(抄本)	450円	通	
	除籍	全部事項(謄本)	750円	通	
		個人事項(抄本)	750円	通	
	(平成・昭和)改製原戸籍	全部事項(謄本)	750円	通	
		個人事項(抄本)	750円	通	
	戸籍の附票	全部事項(謄本)	300円	通	
		個人事項(抄本)	300円	通	
	原戸籍附票	全部事項(謄本)	300円	通	
除籍附票	個人事項(抄本)	300円	通		
身分証明書	後見登記等・破産 2項目	600円	通		
その他()	円	通			
使用目的	具体的に記入してください。				

【同封するもの】

- 戸籍証明書等請求書…この用紙の左半分を切り取ってお使いください。
- 手数料…郵便局で定額小為替をご用意ください。(※切手は受付できません。)
- 返信用封筒…切手を貼り、宛名をご記入ください。
 - ・宛名には請求者の氏名・住所を記入してください。返送先は現住所になります。(戸籍証明書は、職場等には送付できません。)
 - ・80円切手で定形郵便25グラムまで郵送可能です。料金が不足する場合には、「不足料金相手方払い」扱いで返送します。多数請求される場合は、切手を多めにご用意ください。
 - ・お急ぎの場合は、速達分の切手を貼り付けてください。
- 請求者の本人確認ができる書類
 - ・有効な運転免許証や保険証等、請求者の名前と住所や生年月日を確認できる書類の写しを同封してください。
 - ・返却を希望される場合は、その旨ご記入ください。
- その他、河南町の戸籍の中で請求者との続柄がわからない場合や、除籍・改製原戸籍等をさかのぼって請求される場合には、請求者との続柄がわかるような戸籍謄本等の証明書の写しが必要となる場合があります。また、本人、配偶者、直系の親族以外の人や第三者による請求の場合等、使用目的を説明する資料などが必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【手数料】

- 河南町以外に請求される場合は、請求先の市区町村にお問い合わせください。
- 身分証明書の手料は、1項目につき300円です。成年被後見の登記等に関する項目、破産の通知に関する項目の2項目では600円となります。

【お願い・注意事項】

- 戸籍証明書等は本籍地のある役所に請求してください。
- 請求内容に誤りや記載漏れがあると交付できません。
- どのような証明が必要か、必ず事前に提出先にご確認ください。
- 河南町では、戸籍電算化により、平成16年3月20日付けで戸籍等を改製しています。現在戸籍には、平成16年3月20日以前に婚姻・死亡等で戸籍から除かれている人及び解消された身分事項(離婚・養子離縁)等については記載されません。請求の際には、必要となる事項を備考欄に記入してください。(改製前の戸籍や附票が必要となる場合があります。)
- 戸籍附票の保存年限は戸籍が改製・消除されてから5年です。住所変更が多く、附票欄がいっぱいになった場合にも附票が改製されます。
- 郵便でのやり取りですので日数に余裕をもって請求してください。
- プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

【送付先・問い合わせ先】

〒585-8585
大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6
河南町役場 住民生活課 住民窓口係
TEL:0721-93-2500(内線123, 124)

同封したもののチェック欄(□にレ印を入れてください。)

- 定額小為替(円分) 返信用封筒(切手 円分・宛名記載済)
 本人確認書類の写し 参考となる戸籍の写し等

切り取り線